

知的財産戦略におけるマンガ海賊版サイト問題：権利の衝突と図書館の立ち位置

Manga Piracy Problem in Relation to the Intellectual Property Strategy of Japan: Conflict of Human Rights and the Role of Libraries

村上泰子[†], 川瀬綾子^{††}, 西尾純子^{†††}, 北克一^{††††}

MURAKAMI Yasuko[†], KAWASE Ayako^{††}, NISHIO Junko^{†††}, KITA Katsuichi^{††††}

抄録 2018年4月、政府は「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を発表し、臨時的就急的な措置として、特に悪質なサイトのブロッキングを行うことが適当との考えを示すとともに、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」を設置した。本稿では、このタスクフォースにおける議論を中心に、知的財産戦略におけるマンガ海賊版サイト問題について整理をするとともに、図書館の立ち位置を検討する。

キーワード マンガ海賊版サイト 知的財産権 知る自由 図書館

Key Word Manga Pirate Sites, Intellectual Property, Intellectual Freedom, Library

1. はじめに

2018年4月、政府は「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」を発表し、臨時的就急的な措置として、特に悪質なマンガ海賊版サイトのブロッキングを行うことが適当との考えを示した。またそれに先立ち、知的財産推進本部の検証・評価・企画委員会の下に「タスク分野における専門の事項を調査させるため」に、タスクフォースを設置した¹。これが「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」（以下、「タスクフォース」）²である。タスクフォースは短期間に9回の会合を重ねたが、とりわけブロッキングに関しては意見が対立し、平行線を辿った。本稿では、このタスクフォースにおける議論を中心に、知的財産戦略におけるマンガ海賊版サイト問題について整理をするとともに、図書館の立ち位置を検討する。

2. 知的財産権に関する政策

2.1 知的財産権に関する制度

海賊版の問題は直接的には「著作権」の問題で

ある。しかし本研究で「知的財産権」の問題として扱うのは、2000年代以降の政策の流れの中で、著作権の問題が特許権や商標権の問題と一緒に扱われ、「失われた十年」を取り戻す戦略としての「知的財産立国」という国家経済戦略と大きく結びついているためである。

知的財産権制度における「知的財産」について、知的財産基本法（以下、「基本法」）は「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」³と定義している。

「知的財産」に関する権利は、著作権、特許権、商標権、意匠権など様々な権利を含み、権利ごとに著作権法、特許法等の法律がある。そして、著作権は文化庁（文部科学省）、特許権、商標権等の産業財産権は特許庁（経済産業省）が、それぞれ所管している。

2.2 知的財産戦略会議

政府は2002年2月、知的財産を軸とした国際競争力強化を目指し、それまで文化庁、特許庁などで別々に検討されてきた知的財産の問題につい

[†] 関西大学

^{††} 立命館大学

^{†††} 龍谷大学

^{††††} 大阪市立大学

て省庁横断で総合的に検討・企画する必要があるとして、内閣府のもとに知的財産戦略会議を発足させた。それ以降、同年3月には知的財産戦略会議の第1回会合を開催、7月には「知的財産戦略大綱」（以下、「大綱」）の提示、12月には「基本法」の公布（翌年3月施行）、同日に知的財産戦略本部を設置という、驚くべき速さで政策展開がなされた。

知的財産戦略が急速に進められた背景には「わが国産業の国際競争力の強化」、すなわち「知的財産立国」を目指すという目標がある。「大綱」および、2003年7月に知的財産戦略本部が出した文書「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」は、バブル崩壊後の「失われた十年」の要因を分析する中で次の指摘を行った。それは、これまでの経済成長を支えてきた「ものづくり」の世界でアジア諸国の猛烈な追い上げにあってること、今日の先進国では、技術革新・イノベーションが果たす役割の重要性が増すこと、「ものづくり」から「情報づくり」へ移行し、絶え間なくイノベーションを生み出し続ける必要があること、発明・創作を尊重するという明確なメッセージを発する必要があること、である。またその一環として、「通信技術の急速な進歩は、「情報」の模倣や無断複製の加速化という負の効果も発生」という問題意識から、知的財産の保護の必要性にも言及している⁴。

2.3 知的財産権関連の諸政策

知的財産権に関連する国の政策を総合的に担っているのは、知的財産戦略本部⁵とその下に設置された「検討・評価・企画委員会」⁶等である。また著作権に関しては文化庁、特許権、意匠権等に関しては経済産業省がそれぞれ委員会を設置している。さらに総務省は「知的財産」を前面に掲げているわけではないが、情報通信審議会のもと情報通信政策部会がコンテンツの製作・流通に関するテーマを取り上げている。

3. インターネット上の海賊版とその対策

3.1 インターネット上の海賊版問題

海賊版は紙の時代にも存在した⁷。日本においても1950年代、60年代、洋書を買う予算のない大

学研究者らにとって、海賊版が必要悪として存在していたことは否めない⁸。しかし、玉石混交ながらも新しい情報を迅速に伝えるインターネットの発達や、海外からの書籍入手を格段に容易にしたアマゾンの存在は、“書籍”の海賊版の必要性を瞬く間に減衰させた。その一方で問題化していったのが、音楽、動画、ゲーム等デジタルコンテンツの海賊版、および学術雑誌の海賊版である。

『Wired』はロイターを引いて、2000年の段階で「海賊版CDやインターネットからのダウンロードなどの著作権侵害行為によって、世界のレコード会社は年に45億ドルの損害を被っており、違法コピーは急速に新たな一大脅威となりつつある」⁹との国際レコード産業連盟による警告を紹介している。また2005年の同連盟の報告書では、「世界で販売されている音楽CDのうち3分の1は海賊版」¹⁰とされた。

日本では2002年、文化庁と経済産業省の支援により「音楽、映画、アニメ、放送番組、ゲーム等のコンテンツホルダーが一堂に会し、日本コンテンツの海外展開の促進とその障壁となっている海賊版対策を目的」として、コンテンツ海外流通促進機構（Content Overseas Distribution Association: 以下、CODA）が設立された¹¹。

やがて音楽や映像のコンテンツがCD、DVDの世界からYouTube等でのダウンロード/ストリーミングの世界へ移行すると、個人がこれらのコピーをインターネットにアップロードして共有することが広まった。さらにはこうしたことを生業にするものも現れた。こうした事態に対応するため、2009年の著作権法改正により、違法コンテンツのダウンロード違法化（私的使用を含む）が行われ、2012年には特に悪質なものが刑罰の対象とされた。ただし、閲覧のみの場合は適用範囲外である¹²。

この頃にはまだマンガの海賊版問題は顕在化していなかったが、紙を裁断してドキュメント・スキャナで読み取ることによって簡単に電子書籍化できる方法（いわゆる自炊）が喧伝されるようになり、さらにこの自炊行為を受託する事業者が跋扈し、紙の書籍（マンガ以外も含めて）の海賊版がインターネット上に多くアップロードされるようになり、社会問題化した¹³。

2013年には経済産業省の呼びかけによって、CODAを事務局にマンガ・アニメ海賊版対策協議会が発足し、2014年には「Manga・Anime Guardians Project (MAGP)」が立ち上げられた¹⁴。知的財産推進計画において、マンガ・アニメの海賊版対策の必要性が明確に取り上げられるようになったのは、2015年からである¹⁵。

3.2 マンガ流通ビジネスの現状

一般にマンガとは、絵と台詞によって何らかのストーリーを展開するものを言う。マンガ原作には紙を前提とした静止画が多く、雑誌への連載、単行本での出版といった形で公表される。後にそれがアニメ化されたり、あるいはジブリ映画のようにアニメとして作成されたものがマンガ化されたりすることもある。そのため、マンガとアニメが一体として議論されることも少なくないが、アニメは動画であり、映画コンテンツとしての色合いが強い。よって本稿では、静止画であるマンガに絞って検討する。

マンガというコンテンツの主な特徴には以下がある。すなわち、

(1) 繰り返し視聴する音楽と違い、マンガを読むのはたいてい一度きりである。

(2) CM、ドラマなどTVや映画で繰り返し流されたり、カラオケで歌われたり、ライブに集客したりすることで収益性を確保できる音楽と異なり、マンガには一般にアニメやゲームの原作になる一部の作品を除き、それほどの収益が見込めない。

(3) 映画は映画会社が著作権を有し、関係者が限定的であり、音楽はレコード会社が著作権隣接権を有し、JASRAC等の著作権管理団体も存在するのに対し、マンガは出版社が著作権も著作権隣接権も有さないことが多く、著作権管理団体も長く存在しなかった¹⁶。

(4) 音楽や映画はパッケージの時代からデジタル化が急速に進められ、さらに映像はDRMで強力にロックされているのに対し、マンガは流通のデジタル化に出遅れている。などである。

また各種コンテンツについては、定額課金制度による音楽の聴き放題、映画の見放題、雑誌、書籍の読み放題等のコンテンツビジネスが拡大して

おり、徐々に販売モデル、レンタルモデルが縮小している。こうしたサブスクリプション型のビジネスモデルへの移行によって、コンテンツ提供者側は個々のユーザの利用傾向を分析することが可能になった。

仕事と生活時間を除いた可処分時間を、書籍、テレビ・ラジオ番組、ゲーム、映画等の多くのコンテンツが奪い合う中で、多くの選択肢の中からいかに自らを選んでもらうか、そしてどれだけ長時間つなぎとめておくかを重視し、ユーザの関心を引いて囲い込むアテンション・エコノミーの時代が到来した¹⁷。現在はそこからさらに進んで、顧客主導で多くの選択肢の中から意図に応じたものを選び取るインテンション・エコノミーの時代へと移行しつつある¹⁸。コンテンツビジネスにも大きなモデルチェンジが起きている。

3.3 インターネット上のマンガ海賊版サイト

3.3.1 マンガ海賊版サイトの仕組み

海賊版サイトとは、違法に複製された著作物をインターネット上のサーバーにアップロードし、自由に利用できる状態に置かれたサイトを言う。音楽、映像など様々な著作物が対象になるが、先述の通り、マンガやアニメを対象とした海賊版サイトが最近問題化している。(「はるか夢の址」、「漫画村」など。)特にマンガはデジタル化が遅れていたが、紙から簡単にデジタル化できるようになったこと、サイトの使い勝手が向上したことで、急激に利用者が増えた。背景には、前節で述べたコンテンツビジネスの大きなモデルチェンジがある。

海賊版サイト自体は違法であるため、自ら海賊版サイトであることを喧伝はしない。単なるストレージを利用し、身分を偽り、そこに違法コンテンツをアップロードしておく。(ただし、最近はストレージよりも、P2Pファイル共有が増えている。)ストレージの運営者は単にファイル保存場所を貸しているに過ぎない。

また、これらのサーバーは多くの場合、オフショアホスティングや防弾ホスティングである。オフショアホスティングは著作権等の法律の適用が甘い国(または地域)に置かれたサーバーを言う。さらに防弾ホスティングは、IPアドレスを偽装する、契約時に個人情報要求せず、犯罪発覚時に

契約者に辿り着けない仕組みを提供するなどする。迷惑メールの大量送信や不正コンテンツの流通など、違法行為の温床とされる。これらのサーバーの収入源は主に2つである。一つは回線スピードの遅い無料会員を入口として有料会員に導くフリーミアム・モデル、もう一つはアド Fraud 広告モデルである。アド Fraud とは不正広告の手法で、ボットを用いて、ユーザが閲覧しているサイトに直接広告を表示することなく、気づかぬ間に広告を見ていることにされてしまう、それによって不正に広告クリック数を水増しする手法をいう。さらには、サイト訪問、コンテンツ閲覧、ダウンロード等により、ウィルスの感染等のマルウェア感染なども存在している。

またサーバーを設置してコンテンツをアップロードしただけでは、ユーザは読みたいコンテンツがどこにあるか分からない。そこでユーザを未知の海賊版サイトに誘導するリンクが必要になる。

誘導の手段には、Twitter、Facebook などのコミュニケーションに URL を埋め込む、検索エンジンの検索結果等に URL を埋め込む、違法コンテンツへのリンクサイトを設置する、といった方法がある。なお「リーチサイト」という言葉があるが、著作権審議会法制・基本問題小委員会における論点整理によれば、「自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイト蔵置された著作権侵害コンテンツへのリンク情報等を提供して利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト」¹⁹を言う。「リーチアプリ」はリーチサイトと同様の目的を有するスマートフォン用のソフトウェアである。

また、「リンク」といっても、複数の海賊版サイトのトップページへのリンク集、特定のコンテンツへの直接リンク集、特定のコンテンツへの検索窓と URL 返し等、様々な方法がある。

さらには、すべてが違法な海賊版サイトへのリンク集やすべてが違法なコンテンツへのリンク集は著作権侵害と判断しやすいが、一部が違法なコンテンツへのリンク等を含んでいる場合もあり、実際にどのような条件を満たした場合に差止請求の対象とするかなど、対応は難しい。

3.3.2 マンガ海賊版サイトへの政府の対応

3.3.2.1 知的財産推進計画

知的財産推進計画において、インターネットを利用した権利侵害について初めて言及されたのは2005年版である。その後、2008年版で動画共有サイトの問題が取り上げられ、以後毎年、この問題が俎上に上がっている。

マンガ・アニメへの言及は、先述の通り、2015年版からである。2015年版で取り上げられているのは、2014年にMAGPが組織されたこと、インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) と権利者等との連携による自主的な削除対応、国境を越えた海賊版発信サイトへの措置の検討などである。記述は徐々に具体化し、2018年版では「リーチサイト」への言及も見られる²⁰。

各年度の計画内容は、以下に取り上げる委員会をはじめ、様々な審議体での検討を踏まえたものである。

3.3.2.2 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告

2017年2月、第16期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は、「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方」、「教育の情報化の推進等」、「障害者の情報アクセス機会の充実」、「著作物等のアーカイブの利活用促進」を盛り込んだ「中間まとめ (案)」²¹をとりまとめた。第16期の審議の特徴は、「リーチサイトへの対応」が新たな検討課題とされたことがある。関係団体からのヒアリングや現行法との関係や考えられる対応策についての精緻な議論が行われたが、その違法化は見送られた。

これに対し2017年3月、日本雑誌協会、日本書籍出版協会が早急な法制化への要望を含む意見を²²を公表した。また、この「中間まとめ」に直接意見したものではないが、日本漫画家協会が2018年2月13日、「海賊版サイトについての見解」²³を公表し、マンガのみならず海賊版全般について、創作者の立場についての理解を求めた。

一方、インターネットプロバイダー協会は、2018年4月12日、政府の緊急対策に反対する、すなわちブロッキングは認められないとする見解を表明した²⁴。

リーチサイト対策については第 17 期の法制・基本問題小委員会でも引き続き審議され、2018 年 9 月 10 日開催の第 3 回小委員会では、「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関する論点整理（案）」が議論されている。小委員会はこれに併せて静止画ダウンロード違法化についても審議を開始し、2019 年 2 月 5 日、次期通常国会での法制化を目指し報告書²⁵を発表した。ただし、こちらも審議は紛糾した。当のマンガ家からも異論が噴出したことや、文化庁の提出した資料に問題があったこと、自民党が「理解が十分に得られていない」として提出を認めなかったことなどから、3 月 13 日、政府は次期通常国会への法案の提出を断念した²⁶。

3.3.2.3 インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）

冒頭で述べたように、2018 年 4 月、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議は「インターネット上の海賊版対策に関する緊急対策」（以下、「緊急対策」）を発表した²⁷。「デジタル・ネットワーク時代において、マンガ、アニメ、映画等クールジャパン戦略をけん引するコンテンツを利用した多様なサービス展開が期待される中、インターネット上の海賊版による被害が拡大し続けている」との背景認識のもと、「特に悪質な海賊版サイトに対し、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）等による閲覧防止措置（ブロッキング）を実施し得る環境を整備する必要がある」との理由による。

（「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の 3 サイトが名指しされている。）そこでは、ブロッキングが憲法上保障された通信の秘密を侵害する可能性に触れつつも、それは「形式的」なもので、刑法 37 条の「緊急避難」の要件を満たす場合にはブロッキングが可能との認識を示した。なお、ここでブロッキングは、「民間事業者」による「自主的な取組」として行われることが想定されている。「緊急対策」は、そのための体制整備を協議する会議体の設置にも言及した。その会議体が「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」である。

これを受けて、NTT グループは、グループ内の 3 社において「法制度が整備されるまでの短期的な緊急措置として」名指しされた 3 サイトへのブ

ロッキングを行う意向を表明した²⁸。また講談社、集英社、KADOKAWA など出版各社および出版広報センターは、この緊急対策に対して直ちに歓迎の声明を出した²⁹。

その一方で、インターネットコンテンツセーフティ協会、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）、インターネットユーザー協会と主婦連合会、情報法制研究所（JILIS）などが反対の声を上げた³⁰。

タスクフォースは、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会のもとに、「コンテンツ分野における専門の事項を調査させるため」、緊急対策発表と同日に設置された。委員は 20 名で、法律家、出版関係者、通信関係者、学術関係者から構成された。座長には、慶応大学大学院メディアデザイン研究科教授の中村伊知哉と同大学院政策・メディア研究科委員長の小村純の 2 名が共同就任した。

2018 年 6 月 22 日に第 1 回の会議が開催されると、同年 10 月 15 日まで 9 回の会合が持たれた。（その間にさらに 1 回、勉強会が開催されている。）

当初から新聞各紙は特にブロッキングについて批判的な声を掲載した³¹。第 5 回会合で総務省担当者からも疑問が呈されたこと³²、法律家が連名で意見書を提出するなど、強硬な反対姿勢を崩さなかったことなどから議論は平行線をたどった。

その後、10 月 11 日、かねてより日本の弁護士から米国裁判所に起こされていた開示請求の訴えにより、「漫画村」のコンテンツ提供サイト（CDN）である米国クラウドフレア社がその運営者を開示した³³ことも追い討ちをかけた。

「法制化否定論」と「法制化肯定論」の両論併記の案も出されたが、先に連名で意見書を提出した法律家らからは、両論併記であってもそれがブロッキング導入の「アリバイ」に使用されることは明白であり、両論併記の報告書を出すことは断固容認できないとの主張が最後まで展開された³⁴。議論の詳細は後段に譲るが、タスクフォースは最終的に報告書を取りまとめることができず、次期会合は無期限延期、実質的には解散となった。

10 月 30 日、中村伊知哉、村井純の両座長は、親委員会である検証・評価・企画委員会に対して、「（座長）検討状況報告」（以下、「座長メモ」）の

形で検討結果を報告した。「座長メモ」は、「著作権教育・意識啓発、海賊版対策に資する出版業界・通信業界における環境整備、海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制、フィルタリングの強化等、関係者が民間主導で連携して取り組むべき対策のほか、関係省庁の連携等によるリーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画(書籍)ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに取掛かる必要がある内容について、共通の認識が得られた。」としたものの、「いわゆるブロッキングに関する法制度整備について、議論をまとめることはできなかった。」と、簡単に報告された³⁵。

3.3.2.4 インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会

タスクフォースでの議論が頓挫した後も、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会では、「知的財産推進計画 2019」の策定に向けた検討の中で海賊版対策が議論された。2018年10月30日の第1回会合以降、ほぼ月1回の割合で、2019年6月までの間に7回の開催があった³⁶。

特に2019年3月29日の第4回会合では、事務局から「インターネット上の海賊版への総合対策メニュー(案)」³⁷が示され、総務省、文化庁、経済産業省(コンテンツ産業課)、経済産業省(模倣品対策室)、財務省、CODAからそれぞれ説明資料が提出された。

この「総合対策メニュー(案)」には「できることから直ちに実施」「導入・法案提出に向けて準備」「他の取組の効果や被害状況を見ながら検討」の3つのカテゴリーが設けられており、「導入・法案提出に向けて準備」に位置付けられたのが、「アクセス警告方式の検討」、「アクセス警告方式の導入」、「リーチサイト対策」、「著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロード違法化」であった。前者2件は総務省の取組、後者2件は先述の文化庁の取組とされた。

これを受けて、2019年4月19日、総務省は「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」(以下、「アクセス抑止検討会」)第1回会合を開催した。具体的な検討の中身は「アクセス警告方式」の導入可否である。ここで「アクセス警告方式」とは、「ユーザの同意に基

づき、インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者(以下「ISP」という。)が、ネットワーク上でユーザのアクセス先(海賊版サイト以外のサイトへのアクセスも含む。以下同じ。)をチェックし、ユーザによる海賊版サイトへのアクセスを検知した場合に、「本当に海賊版サイトにアクセスしますか?(はい/いいえ)」等の警告画面を表示させるなどの仕組み³⁸と定義されている。

ブロッキングがユーザの同意を得ることなしにアクセスを遮断するのに対し、アクセス警告方式はユーザの事前の同意を前提としている点に違いがある。

2019年8月5日までに計4回の会合が開かれ、同日、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会報告書(案)」がとりまとめられた。そこでは、アクセス警告方式について「一定の効果があると考えられる」が、「現状では、契約約款等による包括同意によってユーザの有効な同意があると考えerことは困難」であり、技術的にもコスト的にも課題が多いと指摘された³⁹。

アクセス警告方式に関する議論は3.3.2.3で取り上げたタスクフォースの議論を踏まえたものであり、重なる部分も多い。

以下では、タスクフォースの2018年10月15日「検討会議」(第9回)に「資料1」として付された「中間まとめ(案)」を、そこでの議論を踏まえ、中村、村井の両共同座長の責任において修正し、「委員会」・コンテンツ分野会合第1回(2018年10月30日)で配布された資料1-2「(別添)中間とりまとめ(案)(第9回会合修正反映版)」(以下、「中間とりまとめ(案)」)⁴⁰に基づき、その論点を整理し、アクセス警告方式についてはその中で必要に応じて適宜言及する。

4. マンガ海賊版サイトをめぐる主な論点

4.1 中間とりまとめ(案)

「中間とりまとめ(案)」の章立ては、次のとおりである。

第1章 インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の現状

第2章 インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策

第3章 ブロッキング

以下では、各章の内容を簡略に示す。

第1章では、我が国コンテンツ市場の状況や、コンテンツに関するビジネスモデルの変化、インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の深刻化など、海賊版サイト対策が必要とされる背景について述べている。

続く第2章では、まず「ユーザー視点に立った海賊版サイト対策の基盤的な取組」として、(1)著作権教育・意識啓発、(2)正規版の流通促進、(3)海賊版サイト対策の中心となる組織の設置の3つを取り上げている。

第2章の2つめの項目は、「海賊版サイト閲覧の防止・著作権者等による権利行使の実効性の確保のための環境整備」である。ここでは、(1)リーチサイト対策、(2)著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロードの違法化、(3)国際連携・国際執行の強化、の3つを挙げている。

第2章の最後の項目は、「サイト運営者以外の主体への働きかけを通じた海賊版対策」である。ここでは、(1)海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制、(2)海賊版サイトに対する広告出稿の抑制、(3)フィルタリング、(4)アクセス警告方式、(5)ブロッキング、を挙げ、このうち(5)ブロッキングについて、第3章でさらに詳細に展開している。

4.2 ブロッキングとは

ブロッキングとは、あらかじめ決められたサイトについて、そのアドレス等を知得し、アクセスを遮断することを言う。

中間とりまとめ案で取り上げられたブロッキングの方法は、次の4つである。

(1)DNS ブロッキング

ドメインネームサーバー(DNS)の問い合わせ内容をチェックし、特定のドメイン名に対する利用者のアクセスをブロックする技術。比較的低コストで実現可能である反面、サイト全体がブロックされるため、オーバードロッキングの可能性が大きい。

(2)URL ブロッキング

ブロッキングをファイル単位で行うため、オーバードロッキングの懸念は少ないが、莫大なコストがかかる上に、サーバーをHTTPS化によって

暗号化する(このことはセキュリティの観点から推奨されている)だけで回避が可能である。

(3)IP ブロッキング

該当するサーバーのIPアドレスとルーター等で遮断する。ひとつのIPアドレスに複数のサイトが載っていることが多いため、オーバードロッキングの懸念が大きいほか、通信障害も懸念される。

(4)ハイブリッド(DNS+URL)ブロッキング

上記(1)と(2)の組み合わせである。

表1で(1)~(4)の方法を比較した⁴¹。

表1 ブロッキング手法の比較

	DNS	URL	IP	ハイブリッド (DNS+URL)
コスト		× (莫大)		△
回避策	あり	あり	あり	あり
通信 障害			× (懸念大)	
オーバードロッキング	× (懸念大)	○	× (懸念大)	△

ブロッキングの手法は他にもある。たとえばインターネット協会日本支部(ISOC-JP)は、ブロッキングの手法を5つ挙げている。(1)検索エンジンからの除外、(2)DNSブロッキング、(3)IPブロッキング、(4)URLブロッキング、(5)DPIによるブロッキング、である。このうち(2)~(4)は中間取りまとめ案でも指摘されている。また、(1)についても、「ブロッキング」の括りにはなっていないが、第2章「インターネット上の海賊版サイトに対する総合対策」の中で言及されている⁴²。残る(5)については言及がなかった。

DPI(Deep Packet Inspection)によるブロッキングとは、「特定のコンテンツやアプリケーションタイプに基づいてフィルタリングすることが可能なデバイス(DPI装置)を使用する」方法である。

このDPI装置は一般に高額であり、ブロッキングには、非常に多くのDPI装置を要すること、また、何をブロックするか判定するための「シグネチャ情報」の精度によって、オーバードロッキング

グやアンダーブロッキングの懸念があることが指摘されている。

いずれの方法にも一長一短があるほか、ブロック先のリストをリアルタイムに更新して対処し、ユーザからの問い合わせ等にも対応していくためには相当なコストがかかり、だれがそのコストを負担するのかという課題もある。また、いずれの方法にも回避策が存在するし、情報の漏洩問題が多発する昨今、暗号化により通信の機密性を強化する動きも高まって、ブロッキングの効果は今後ますます低下すると言われている⁴³。

なおアクセス抑止検討会では、DPI方式や暗号化通信における課題も含めて議論されたが、そこでも「海賊版サイトが暗号化通信（“HTTPS”）に対応している場合には、警告画面の表示が極めて困難」であり、「アクセス警告方式には、技術面でもコスト面でも、現状では、様々な課題がある」と結論されている⁴⁴。

4.3 ブロッキングに関する論点

「中間とりまとめ(案)」では、ブロッキングの章を「1.ブロッキングの必要性の有無」、「2.ブロッキングを行う場合の法制度整備」の2節に分けた。

1は、2の議論を要約した内容である。議論の前提として、複数の方法を組み合わせた総合的対策の必要性や、関係者の連携協力による既存の対策の即時的かつ効果的な実施が重要とした上で、最終的な救済手段としてブロッキングを行うとした場合の法制度整備について、検討を進めるべきとの意見、行うべきでないとの意見が、それぞれ列記された。

この1の部分と、次の2の冒頭部分を合わせた8ページから、両論併記部分を除いた3ページの中に、ブロッキング以外の手法について「コスト・時間等も勘案しながら」という表現が4度も出現する。ブロッキングは最後の手段と繰り返しながらも、他の手段の費用対効果に言及して、なんとかブロッキングの導入を推し進めたい事務局側の意向が滲む。

次に2を見る。2は次の構成である。

- (1) 諸外国における制度
- (2) 憲法上の通信の秘密、表現の自由、検閲等との関係

- (3) ブロッキングを実現するための手法
- (4) 手続
- (5) ブロッキングを求める権利の法的性質
- (6) ブロッキングの要件等
- (7) 利害関係者の意見を反映させるための仕組み
- (8) 多数のアクセスプロバイダに効果を及ぼすための仕組み
- (9) 費用負担
- (10) 他の法益侵害に対する検討の要否
- (11) どの法律においてブロッキングを規定するのが適当か
- (12) (1)～(11)までの検討の概要

このうちタスクフォースでは(2)についての議論が紛糾した。以下4.4および4.5では(2)の議論を法的観点と技術的観点から検討する。

4.4 ブロッキングと通信の秘密、表現の自由、検閲等（法的観点）

憲法は21条2項で、「通信の秘密を侵してはならない」と定め、電気通信事業法でも同様に規定されている。ここでいう通信には、インターネット上における情報の授受も含む。したがって、ウェブサイトの閲覧も、当然、通信の秘密の保護対象となる。通信事業者が勝手にこれを遮断することは、電気通信事業法に違反、ひいては憲法に反することになる。しかしながら、一定の条件の下に例外的に許容される場合がある。

ブロッキングが通信の秘密との関係で違法性を阻却される要件については、2010年の「児童ポルノ排除総合対策」に向けた議論の中で詳細に検討されている⁴⁵。それによれば、違法性が阻却されるのは、正当行為や正当防衛・緊急避難に当たる場合である。このうち正当行為と正当防衛は、児童ポルノや海賊版のケースには当てはまらない。

残る緊急避難とは、「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為」（刑法37条）をいう。緊急避難の要件として、「自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難があること（現在の危難の存在）」、「危難を避けるためにやむを得ずした行為であること（補充性）」、「避難行為から生じた害が避けようとした害の程度を超えなかつ

たこと（法益の権衡）」がある。児童ポルノでは、危難の現在性、法益の権衡の2点において正当性が肯定的にとらえられている。

一方「中間とりまとめ(案)」では、ブロッキングが合憲といえる場合として、「具体的・実質的な立法事実の裏付けがあること（立法事実の有無）」、「重要な公共的利益の達成を目的としていること（目的合理性）」、「目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有していること（手段相当性）」、「事実上、他に実効的な手段が存在しないか著しく困難であること（補充性）」の4点を挙げている。

児童ポルノ検討時の「危難の現在性」が「立法事実の有無」に相当し、「法益の権衡」の判断基準が「目的合理性」および「手段相当性」であると見ることができよう。

これらの問題に関して、タスクフォースでは意見が割れた。賛否の主な論拠は次表のとおりである。

表2 ブロッキング賛否の主な論点・論拠

論点	ブロッキング賛成	ブロッキング反対
①憲法 21 条の解釈	憲法 21 条が禁じているのは、公権力による検閲であり、民間事業者による形式的な侵害は許される。	（民間事業者も同じ）
②立法事実の有無	被害は現にあり、立法事実は存在する。	最終手段であるブロッキングをとらねばならないほどの被害があるかどうかは不明。立法事実の存在は明らかでない。（存在しない、とも言うてはいない。）

③立法事実の有無：推定被害額	推定被害が3000億円でなく、数十億円であっても救済は必要。	推定被害額の算定基準に疑義あり。
④立法事実の有無：SimilarWebの信頼性	信頼性はどちらかといえば高いほうである。	データの信頼性に疑義がある。
⑤補充性		他の手段の効果が検証されていないので、実効的な手段が存在しないか事実上困難とは言えない。
⑥法益の権衡	財産権の侵害も人格権の侵害同様に重大。	人格権の侵害は財産権の侵害よりも重大。財産権の侵害は被害回復が可能。

なお、アクセス警告方式に関しても同様の検討が行われた。ただし、アクセス警告方式の場合には事前の同意が前提であることから、特に「有効な同意」と言えるか否かが焦点である。

有効な同意があると認められるのは、「ユーザに通信の秘密を侵すことに対する認識・認容がある場合」であり、「外形的に見ても明確な同意を取得することが要求される」場合である。アクセスの都度、ユーザから同意を取り付けるのであれば、通信の秘密上の問題は解決されるが、現実的とは言えない。

そこで、事前の包括合意（あらかじめ契約約款等で同意を得ておく）が検討されることになる。しかし、「通信の秘密の利益を放棄させる内容は、通常その性質になじまないこと」、「将来の事実に対する予測に基づいて行われることからその対象、範囲が不明確となること」から、通常は有効な同意とは認められない。ただし、「一般的・類型的に

見て、通常のユーザであれば承諾すると想定し得る」場合であって、「ユーザに将来不測の不利益が生じるおそれがない」場合に限り、例外が認められる。この点について、「アクセス抑止検討会」はアンケート調査⁴⁶の結果をもとに、「通常のユーザであれば承諾すると想定し得る」とは言えないと結論付けた。

4.4.1 立法事実の有無

立法事実の有無は、主として被害の実態が争点となった。タスクフォースでは当初、CODA の試算を引いて、海賊版サイトによる 2017 年 9 月から 2018 年 2 月までの被害額を「漫画村」だけで 3,192 億円と算定した⁴⁷。しかしながら、全国出版協会の発表によれば、2017 年の電子出版市場は 2,215 億円（うち電子コミックは 1,711 億円、コミック誌 36 億円）に過ぎない。紙媒体のコミック 1,666 億円、コミック誌 917 億円とあわせても 4,330 億円である⁴⁸。

これに対して 3,192 億円の被害額は大き過ぎる。著作権法 114 条 1 項の損害賠償額の算定規定（「損害額」＝「侵害者の譲渡等数量」×「権利者の単位あたりの利益」）によって、4,330 億円すべてが侵害対象になると仮定し、さらに著作権者（著者）が得る利益を 10%程度とすると、被害額は 433 億円であり、1 桁違う。

「中間とりまとめ(案)」の脚注には、海賊版サイトによる被害は出版社のみならず関係者・関連産業全体に生じるものとして、CODA の試算を是とする記述があるが、少なくとも著作権法の規定はそのような建付けにはなっていない。また、同法 2 項では、侵害者が得た利益の額を被害額とする方法が示されているが、その推定は困難である。

またアクセス数の実態についても疑問が呈された。SimilarWeb という Web 解析ツールが用いられているが、このツールの信頼性に疑問があるというものである。ただし、同様の機能を有するツールに比べて、SimilarWeb の性能に特段の問題があるという証左はない。

さらに海賊版サイトへのアクセス数は、著作権法の規定する「譲渡等数量」⁴⁹とはそもそも異なるものである。

これらの点についてタスクフォースでは検証が行われていない。

4.4.2 補充性

補充性の問題については、「中間とりまとめ(案)」第 2 章で整理されている。（本稿 4.1 参照）

ここで特に問題となったのは、「海賊版サイト閲覧の防止・著作権者等による権利行使の実効性の確保のための環境整備」のうち「国際連携・国際執行の強化」に関連した、海賊版サイトの摘発の実効性、すなわち海外の CDN 事業者に対して我が国の著作権法 112 条に基づく差止請求が可能かどうか、という問題である。

日本国内の権利者から委任を受けた弁護士が米国で匿名訴訟を起こし、さらに「漫画村」の運営管理者が使っていた米国の CDN 事業者に対して資料提出を請求したところ、運営者の特定につながる資料が提供された。

この事例をあらゆる場合に当てはめることはできないし、雨後の筍のように出てくる同様のサイトにどれだけの実効性を発揮しうるかは不透明であるが、どのような場合に補充性が認められうるのか、より具体的な検討が求められよう。

「ユーザー視点に立った海賊版サイト対策の基盤的な取組」に挙げられている「正規版の流通促進」に関しては、後の 4.6 で詳しく述べる。

4.4.3 法益の権衡

法益の権衡とは、「その行為から生じた害が、その避けようとした害の程度を超えないこと」⁵⁰である。具体的には、ブロッキングを導入しないことによって生じる「財産権」の侵害の程度と、ブロッキングを導入することによって生じる「人格権」の侵害の程度の比較衡量である。児童ポルノでは、ブロッキングを導入しないことによって生じる侵害対象も「人格権」であり、その被害の程度が大きいと結論付けられたが、海賊版の場合、ブロッキングへの反対者は、「財産権」は「人格権」の侵害に比べて、後からの回復も可能であり、害の程度は大きくないと主張している。逆にブロッキング肯定者らは、「財産権」侵害の度合いは「人格権」の侵害に比するほどに大きいとする。この問題は「立法事実の有無」と緊密な関係にある。

4.5 ブロッキング技術の限界と表現の自由、知る権利（技術的観点）

ブロッキングの手法については、4.2 で述べた。

オーバーブロッキング、コスト、回避策の存在など、いずれも完全なものとは言えない。とりわけオーバーブロッキングに関しては、表現の自由や知る権利との関係での懸念が指摘されている。

すなわち、掲載される情報の一部に海賊版ではないものが含まれている場合がありうる。ブロッキングによって、海賊版ではないコンテンツまで遮断される可能性があり、また、その事実が利用者には分からないという問題もある。

4.6 統一的なマンガ正規版サイトの未整備

マンガ海賊版サイトが問題化する背景には、正規版サイトが複数林立しており、それらを統一的に利用できない問題も指摘されている。(例えば音楽の世界では Spotify が 4,000 万以上もの曲へのアクセスを提供している。) CODA は 2014 年 8 月 1 日から海賊版の集中的な削除活動を始めるとともに、正規版リンク集「Manga-Anime here」をオープンした⁵¹。

しかし、たいいていのマンガ読者はわざわざそうしたリンク集からアクセスすることはしないし、仮にアクセスしたとしても、統一的な検索の仕組みがなければ使い勝手が悪く、繰り返し利用されることはない。音楽の Spotify 等に相当するマンガの正規版サイトの構築が必要とされる。

また検索エンジンや SNS 等のリンクから作品単位でアクセスした場合、表示されたものが正規版か否かを判別すること自体が難しい。これに対して、電子出版制作・流通協議会は 2018 年 11 月 30 日より、正規版サービスの目印となる ABJ (Authorized Books of Japan) マークの運用が開始されたことを発表した⁵²。このマークはデジタルコミック協議会および日本電子書籍出版社協会によって設立された正規版マーク事業組合が制定したものである。映像配信サイトで先行するエルマークのマンガ版といえる。

しかし、ABJ マークが付与されるのはサイトに対してであって、個々の作品にはない。検索エンジンや SNS 等から特定の作品に直接アクセスした場合の解決にはならない。また、サイトへのマークの付与も画面をスクロールしなくてはならない見づらい場所にあり、どれだけの実効性があるのか疑問である。作品にマークを付与する例と

して CODA の CJ マーク⁵³があるが、こちらも普及していない。

一方、2011 年よりマンガ家の赤松健により正式公開された「マンガ図書館 Z」(旧称 J コミ、現在メディアドゥの子会社として運営) は、ホームページ上で「漫画家・権利者の方々の許諾、ご好意によって、『もう絶版となってしまった懐かしいマンガ』や『出版社の許諾を得た無料マンガ』、『惜しくも単行本化されなかったマンガ』、『新しく生み出されたマンガ』など」⁵⁴に広告を貼り付けて無料公開を行っている。2019 年 9 月 10 日現在、概数で、ビューワ閲覧数合計 3,000 万件以上、ダウンロード合計 1,200 万件、総作品数 1 万件となっている⁵⁵。

違法アップロードされたマンガや、絶版となり次の出版社との契約が完了していない作品では、著者は収入を得られないが、「マンガ図書館 Z」にアップロードされれば、広告収入の可能性が拓ける。

また、「マンガ図書館 Z」は、海賊版サイト撲滅に向けた対策として、実業之日本社と協力し、紙・電子ともに現在販売されていない書籍全般(雑誌・ムックを除く)を収集、無料閲覧を可能とする実証実験を実施した。期間は 2018 年 8 月 1 日から 2019 年 7 月 31 日までの一年間である。コンテンツの提供は作家直接でなくとも可能であり、一般人からの提供も受け付けた。なお、コンテンツの提供者は収益の一部を得ることができた⁵⁶。

実証実験の目的には、過去の作品の素材提供を受け、権利者の利益に貢献すること、それを電子書店で販売できるようにすること、それにより海賊版の流通の防止に貢献すること、がある。例えば、国立国会図書館やマンガ関連施設との連携や協力体制を築くことが出来れば、より多くのコンテンツを複数の機関等でデジタル化するコストを削減することも可能であろうし、サーバーの維持等に関して分散・協力等の構築も考えうる。

5. 海賊版サイトのブロッキングと図書館の立ち位置

海賊版サイトのブロッキングの問題について、日本が中心となって早い時期に国際条約に盛り込もうとしたことがあった。偽造品の取引の防止に

関する協定 ACTA（2010 年大筋合意）⁵⁷である。

これに対して IFLA はいち早く反応し、2010 年 3 月に反対声明を発表した⁵⁸。その後 EBLIDA（European Bureau of Library, Information and Documentation Associations）がこれに同調している⁵⁹。その主旨は、著作権の保護と公正な使用とのバランスをとるべきであるということと、そのためには WIPO の枠組みの中で議論すべきであるというものである。IFLA はこの主張を TPP に対しても行っている⁶⁰。知的自由に対する脅威という観点からの主張ではないものの、素早い動きである。

また米国でも、2011 年頃からインターネット上の著作権侵害を取り締まる法案 SOPA/PIPA⁶¹の提出があった際、これに対して ALA が検閲や情報へのアクセス制限に反対する立場から、議会に対して法案の拒否を働きかけること、同様のあらゆる法制に反対することを表明した⁶²。DPLA（Digital Public Library of America）のサイト等でも反対の意思表示が行われたという⁶³。

一方、2019 年 9 月 10 日現在、日本の図書館界では目立った動きは見られない。例えば日本図書館協会の 2018 年度全国大会の大会要綱や図書館総合展のテーマ一覧を見ても、このテーマを扱ったものはない。また、日本図書館協会の自由委員会からも特に声明等は出ていない。

この背景には、公共、学校、大学を含めて図書館の多くがマンガを所蔵しておらず、マンガ、アニメ等の問題というと図書館とは縁遠い問題とみられがちなことがある。しかし、今後は小説等にも波及しうる問題であるし、「図書館の自由に関する宣言」の「すべての検閲に反対する」は、その対象を図書館の所蔵する資料に限定していない。何らかのアクションを起こす必要があったのではないか。

また、あまり話題には上らないが、大学図書館等では海賊版学術論文の問題も無視できない。科学論文の海賊版サイト「Sci-Hub」は、2015 年、出版社から訴訟を受け、その後敗訴した⁶⁴。しかし、研究者からは「Sci-Hub」等を支持する声も根強い⁶⁵。

大学図書館では大手学術出版社の寡占によって、電子ジャーナルの価格高騰が引き起こされ、学術

情報の収集と提供に困難を極めている。学術機関リポジトリの構築は、そうした状況を打開するための方策の一つであるが、ドイツでは、大手学術出版社からの訴えを受けた地方裁判所より、フリーの学術リポジトリ LibGen に差止命令が発せられ、Vodafone 社がそれへのアクセスを遮断せざるを得ない事態が起きている⁶⁶。

図書館の重要な役割のひとつは、利用者側の立場を代弁するものとして、情報のパブリックドメインを広げる努力をすることであろう。違法なサイトは論外としても、多くの情報が経済の論理のもとに囲い込まれていく現状に対して、図書館界がその役割を果たしているといえるかどうか、疑問である。

知的財産推進計画は「デジタルアーカイブジャパン (DAJ)」構想を打ち出している。この構想は、知的財産戦略本部のもとに設置されたデジタルアーカイブジャパン推進委員会が進めているものである。「知的財産推進計画 2018」には、「今後、2020 年までの立ち上げを目指している国の分野横断型の統合ポータル『ジャパンサーチ (仮称)』の構築を進めるとともに、デジタルアーカイブの構築や新たな活用策の検討を進めていくためには、引き続き、関係省庁・機関が工程表に沿った取組を着実に進めるとともに、産学官が協力して社会全体での取組を進めていく必要がある。」⁶⁷との記載があり、さらに、施策の方向性として、「マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。」⁶⁸との記述もある。「ジャパンサーチ (仮称)」については、すでに試行版がつくられているが⁶⁹、現時点で権利情報との連携はない。この取り組みでは国立国会図書館が中心的な役割を担っている。公共セクターにおける情報のフロー機能とストック機能の両面から、今後の動きに注目したい。

6. おわりに

表現の自由と著作権の関係について、中山は、ACTA や SOPA の事例に触れて、「著作権は思想・感情の表現である著作物の独占的利用権であるがゆえに、他人の表現の自由を奪う可能性もあり、表現の自由とは常に緊張関係に立つ」⁷⁰と指

摘している。また成原にも、SOPAの分析を通じて、「著作権侵害の抑制という伝統的には表現の自由とは関係が薄いと理解されてきた目的の立法が、インターネット上のコンテキストでは、情報流通の媒介者を通じた表現の自由に対するアーキテクチャを用いた検閲ないし事前抑制として機能するリスクを持つ」⁷¹との記述がある。

今回取り上げた海賊版サイトの問題は、デジタル化・ネットワーク化の時代において、図書館界にとっても関係の深い知的自由と著作権という二つの問題が相互に緊張関係を有するものであることを示す好例と言えよう。そして、こうした関係に欧米の図書館界はいち早く反応したが、我が国の図書館界に動きは無かった。

昨今TPP11発効に伴う著作権保護期間の延長など、経済の論理のもとに情報のパブリックドメインを縮小する動きが目立っている。これは著作権の問題というだけでなく、特許権、意匠権、種苗権なども含めた、広くは知的財産権について言えることでもある⁷²。

「アクセス抑止検討会」では、アクセス警告方式の速やかな導入は困難との結論が得られた。極めて妥当な結論と言えるが、「報告書(案)」には「現時点で」、「現状では」といった表現が目立つ。静止画ダウンロード違法化等の法案についても、文化庁は、具体的な内容や日程は未定だが「早急な対応が必要なことは論を待たない」としており、何らかの形での再提出がありうる。その際には、著作権分科会での再度の審議は行われないう見込みである⁷³。

今後も引き続き注視していきたい。

引用文献

- 1 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイト に対する緊急対策」平成 30 年 4 月
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf> [確認日：2019.9.10]
- 2 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会座長決定「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）の設置について」平成 30 年 4 月 2 日（知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会
インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第 1 回）資料 1-1）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai1/siryou1-1.pdf [確認日：2019.9.10]
- 3 知的財産基本法 第 1 章 総則 第 2 条 定義
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000122
[確認日：2019.9.10]
- 4 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」2002 年 7 月 3 日, pp.1-2.
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.pdf> [確認日：2019.9.10]
- 5 知的財産戦略本部の構成は、現在、内閣総理大臣を本部長とし、副本部長に知的財産戦略の特命担当大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、経済産業大臣が名を連ねる。さらに本部員には他のすべての国務大臣、さらに外部から 10 名の有識者を迎える。本部の会合は年に 1～3 回開催され、主に年度ごとの「知的財産推進計画」の立案を行っている。
- 6 令和元年 7 月 26 日開催の「検証・評価・企画委員会」において、同委員会を廃止（改組）し、中長期の方向性と具体的な施策を構想することを目的とした「構想委員会」（仮称）を新たに設置することが提案・了承された。
「「検証・評価・企画委員会」の廃止と「構想委員会」（仮称）の設置について」（令和元年 7 月 26 日開催「検証・評価・企画委員会」資料 3）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2020/dai1/siryou3.pdf [確認日：2019.9.10]
- 7 例えば、次を参照。
山田奨治『＜海賊版＞の思想：18 世紀英国の永久コピーライト闘争』みすず書房, 2007.
- 8 鈴木ひとみ, 山本昭「戦後、日本国内における理工学図書の海賊版」『第 6 回情報プロフェッショナルシンポジウム予稿集』
https://www.jstage.jst.go.jp/article/infopro/2009/0/2009_0_105/_pdf
[確認日：2019.9.10]
鈴木らは下記文献を引用し、「当時の非合法の海賊版は我が国の物理学の発展に多いに（筆者注：原文通り）寄与したように思われる」と述べている。
園田暁「1830 年代から 1960 年代にかけての国際著作権法整備の過程における著作権保護に関する国際的合意の形成とその変遷」『知財研紀要』2007 (22) p.1-4 (2007)
- 9 大津哲子, 合原弘子訳「音楽業界に大損害を与えている海賊版」『Wired NEWS』2000.01.27
<https://wired.jp/2000/01/27/音楽業界に大損害を与えている海賊版/>
[確認日：2019.9.10]
- 10 「世界の音楽 CD、3 分の 1 は海賊版——業界団体報告書」『ITmedia news』2005 年 6 月 24 日
<http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0506/24/news026.html>
[確認日：2019.9.10]
- 11 「CODA：一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構」
<http://www.coda-cj.jp/> [確認日：2019.9.10]
- 12 なお、ストリーミング型違法コンテンツの私的閲覧行為は、合法であるとの誤解があるが、標準的なブラウザによる閲覧は対象外としても、オフラインでのコンテンツアクセスを提供するアプリ型閲覧は、実際には違法ダウンロードを行っており、注意が必要である。
- 13 2011 年 12 月、出版社 7 社および浅田次郎、東野圭吾、弘兼憲史ら作家・漫画家 122 名は、連名で、東京地裁に著作権侵害差止請求の訴えを起こした。訴えられた業者が自炊を取りやめたことなどから一旦訴えは取り下げられたが、事案後もサービスを継続していた特に悪質な業者に対し、2012 年 11 月 27 日、新たに提訴がなされた。これに対し、東京地裁は原告の訴えを受け入れ、自炊業者側は控訴したが、二審も東京地裁の判断を支持、最高裁も業者側の上告を棄却し、2016 年 3 月 16 日、原告勝訴が確定した。
「本の「自炊」代行は複製権侵害：浅田次郎氏らが提訴」『日本経済新聞』2011 年 12 月 20 日

「本・漫画の「自炊」代行、東野圭吾さんらが提訴：「著作権侵害」と東京・神奈川7業者を」

『日本経済新聞』2012年11月27日

「本の「自炊代行」差し止め確定 著作権侵害、作家ら勝訴」『日本経済新聞』2016年3月17日

¹⁴ Manga-Anime Guardians Project

<http://manga-anime-here.com/guardians>

【確認日：2019.9.10】

¹⁵ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2015」2015年6月

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikaku20150619.pdf> 【確認日：2019.9.10】

¹⁶ 2018年11月28日、日本漫画家協会が著作権等管理事業の開始を発表した。

<https://www.nihonmangakakyokai.or.jp/?tbl=about&id=25>

【確認日：2019.9.10】

¹⁷ ベン・パー『アテンション：注目て人を動かす7つの新戦略』飛鳥新社, 2016, 320p.

¹⁸ ドク・サールズ『インテンション・エコノミー：顧客が支配する経済』翔泳社, 2013, 432p.

¹⁹ 「リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関する論点整理(案)」文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第3回)資料 2018年9月10日

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h30_03/pdf/r1409190_01.pdf

【確認日：2019.9.10】

²⁰ 知的財産戦略本部

2009年以前の知的財産推進計画は以下を参照。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index_before090916.html

【確認日：2019.9.10】

2010年以降の知的財産推進計画は以下を参照。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

【確認日：2019.9.10】

²¹ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「中間まとめ(案)」2017年2月

²² 日本雑誌協会「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「中間まとめ」に関する意見」2017年3月22日

<https://www.jmagazine.or.jp/assets/doc/20170406.pdf>

【確認日：2019.9.10】

日本書籍出版協会「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 中間まとめに対する意見」2017.3.29

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/houseiken20170329.pdf>

【確認日：2019.9.10】

²³ 日本漫画家協会「海賊版サイトについての見解」平成30年2月13日

<https://www.nihonmangakakyokai.or.jp/?tbl=information&id=7015>

【確認日：2019.9.10】

²⁴ 日本インターネットプロバイダー協会「海賊版サイトへの対策として政府がブロッキング(接続遮断)を要請することについて」2018年4月12日

<https://www.jaipa.or.jp/information/docs/180412-1.pdf>

【確認日：2019.9.10】

²⁵ 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「報告書」2019年2月

http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afiedfile/2019/02/05/a1413423_02.pdf

【確認日：2019.9.10】

²⁶ この問題には審議途中より異論が相次いでいる。

日本インターネットユーザー協会「静止画ダウンロード規制への考え方」平成30年11月7日

<https://miau.jp/ja/880>

【確認日：2019.9.10】

同上「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 中間まとめに関する意見」平成31年1月6日

<https://miau.jp/ja/902>

【確認日：2019.9.10】

日本マンガ学会「ダウンロード違法化の対象範囲拡大に対する反対声明」2019年1月23日

<https://www.jsscc.net/info/130533>

【確認日：2019.9.10】

情報法制研究所著作権と情報法制研究タスクフォース「ダウンロード違法化の全著作物への拡大に対する懸念表明と提言」平成31年2月8日

<https://www.jilis.org/proposal/data/2019-02-08.pdf>

【確認日：2019.9.10】

日本漫画家協会「「ダウンロード違法化の対象範囲見直し」に関する声明」2019年2月27日

<https://www.nihonmangakakyokai.or.jp/?tbl=information&id=7718>

【確認日：2019.9.10】

岡田有花「“ダウンロード違法化拡大”文化庁資料に「大きな問題」「賛成派の人数水増し」知財法専門家ら指摘」『ITmedia NEWS』2019年3月4日

<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1903/04/news069.html>

[確認日：2019.9.10]

及川綾子、上田真由美、加藤勇介「ダウンロード違法化今国会見送り：海賊版対策拙速の末」『朝日新聞』2019年3月14日、朝刊、2面。

²⁷ 前掲1)

²⁸ 日本電信電話株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社NTTぷらら「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」2018年4月23日

<http://www.ntt.co.jp/news2018/1804/180423a.html>

[確認日：2019.9.10]

²⁹ 例えば下記があるが、その書きぶりは各社異なり、温度差が感じられる。

講談社「海賊版サイトについての緊急声明」2018年4月13日

https://www.kodansha.co.jp/upload/pr.kodansha.co.jp/files/180413_seimei_kaizokuban.pdf

[確認日：2019.9.10]

集英社「海賊版サイトについての緊急声明」2018年4月13日

<https://www.shueisha.co.jp/info/180413.html>

[確認日：2019.9.10]

KADOKAWA「政府による海賊版サイトに対する緊急対策の決定について」2018年4月13日
https://ir.kadokawa.co.jp/topics/20180413_kj7h2.pdf

出版広報センター「【声明】政府による海賊版サイトに対する緊急対策について」2018年4月13日

<https://shuppankoho.jp/doc/20180413.pdf>

[確認日：2019.9.10]

³⁰ 日本インターネットプロバイダー協会「海賊版サイトへの対策として政府がブロッキング（接続遮断）を要請することについて」2018年4月12日

<https://www.jaipa.or.jp/information/docs/180412-1.pdf>

[確認日：2019.9.10]

安心ネットづくり促進協議会「ブロッキング要請に対する意見書」2018年4月12日

<https://www.good-net.jp/files/original/2018041214211734487e171f5.pdf>

[確認日：2019.9.10]

インターネットユーザー協会・主婦連合会共同「政府による海賊版サイトへのブロッキング要請に反対する緊急声明」2018年4月11日

<https://miau.jp/ja/845>

[確認日：2019.9.10]

³¹ 各社の論調も多様である。日本経済新聞はどちらかといえば両論併記であるが、読売新聞はブロッキング容認論に傾いている。読売新聞の論調に対しては、出版社側から抗議の声が上がった。

³² [「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議第5回会合議事録」]平成30年8月24日

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai5/gijiroku.pdf

[確認日：2019.9.10]

これで潮目が大きく変わった様子を朝日新聞が報じている。

上田真由美「海賊版サイト 政府が対策検討 接続遮断 反発続々」『朝日新聞』2018年8月31日、朝刊、7面。

³³ その後、「漫画村」の元運営者らの逮捕に至っている。

「「漫画村」元運営者か、拘束 著作権法違反の疑い フィリピン入管」『朝日新聞』2019年7月10日 朝刊

「「漫画村」2人を逮捕 著作権法違反容疑 元運営者に逮捕状」『朝日新聞』2019年7月11日 朝刊

「「漫画村」手配の男逮捕」『朝日新聞』2019年8月11日 朝刊

³⁴ 森亮二「中間まとめ（案）の両論併記による法制化を認めるべきではないこと」（平成30年10月15日開催「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第9回）」資料3)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai9/siryou3.pdf

[確認日：2019.9.10]

および、同会合議事録

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai9/gijiroku.pdf

[確認日：2019.9.10]

³⁵ 知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会インターネット上の海賊版対策に関する検討会座長中村伊知哉、村井純「「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（座長）検討状況報告」平成30年10月30日

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2019/contents/dai1/siryou1-1.pdf

[確認日：2019.9.10]

36 また 2019 年 7 月 26 日開催の「知的財産推進計画 2020」に向けた会合でも、海賊版サイト問題が議論の俎上に上った。

37 内閣府知的財産戦略推進事務局「検証・評価・企画委員会本会合における主な論点」2019 年 3 月（平成 31 年 3 月 29 日開催「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第 4 回）」資料 1）p.2.
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2019/contents/dai4/siryou1.pdf
【確認日：2019.9.10】

38 「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会報告書（案）」令和元年 8 月 5 日（インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第 4 回）資料 4-1）p.7.
http://www.soumu.go.jp/main_content/000637828.pdf
【確認日：2019.9.10】

39 同上, p.30.

40 （インターネット上の海賊版対策に関する検討会議）「中間とりまとめ（案）（第 9 回会合修正反映版）」（「知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第 1 回）資料 1-2（別添）」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2019/contents/dai1/siryou1-2.pdf
【確認日：2019.9.10】

41 前掲 40)のほか、以下の文献を参考にした。なお、空欄箇所はこれらの文献において明記がなかった。

- ・立石聡明「ブロッキングに関する技術とネットワーク：インターネット上の海賊版対策に関する検討会議資料」（平成 30 年 7 月 25 日開催「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）（第 4 回）」資料 9）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai4/siryou9.pdf
【確認日：2019.9.10】
- ・Internet Society 日本支部「海賊版サイトをブロッキングするための 5 つの手法（その仕組みと限界および問題点）」『Internet Watch』2018 年 6 月 22 日
<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/1128898.html>
【確認日：2019.9.10】
- ・島村充「DNS blocking の仕組み」Internet

Week 2018, 2018.11.29

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/iw/2018/proceedings/d3/d3-shimamura.pdf>
【確認日：2019.9.10】

- ・大森敏行「違法サイトを遮断する「DNS ブロッキング」は簡単にすり抜けられる」『日経 xTECH』2019.5.17（特集「意外に知らないサイトブロッキング」所収）
<https://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/column/18/00741/051000007/>
【確認日：2019.9.10】
- ・大森敏行「「巻き込み事故」多発、迷惑千万の IP ブロッキング」『日経 xTECH』2019.5.17（特集「意外に知らないサイトブロッキング」所収）
<https://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/column/18/00741/051000008/>
【確認日：2019.9.10】
- ・大森敏行「なぜ「URL ブロッキング」のハードルは高いのか」『日経 xTECH』2019.5.17（特集「意外に知らないサイトブロッキング」所収）
<https://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/column/18/00741/051000009/>
【確認日：2019.9.10】

42 前掲 40) pp.48-52.

43 Internet Society 日本支部 (ISOC-JP)「海賊版サイトをブロッキングするための 5 つの手法（その仕組みと限界および問題点）」『INTERNET Watch』2018 年 6 月 22 日
<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/special/1128898.html>
【確認日：2019.9.10】

44 前掲 38) pp.18-19.

45 犯罪対策閣僚会議「児童ポルノ排除総合対策」平成 22 年 7 月
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/100727/porno_hon.pdf
【確認日：2019.9.10】

46 事務局「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する調査結果」2019 年 6 月 3 日（令和元年 6 月 3 日開催「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第 2 回）資料 2-2」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000624392.pdf
【確認日：2019.9.10】

47 前掲 40) p.10.

48 全国出版協会「2017 年の出版市場発表」[2018.1.25]
<https://www.ajpea.or.jp/information/20180125/i>

ndex.html

[確認日：2019.9.10]

全国出版協会「2017年のコミック市場規模発表」[2018.2.26]

<https://www.ajpea.or.jp/information/20180226/index.html>

[確認日：2019.9.10]

なお、2019年1月25日に発表された最新の出版統計では、2018年の電子出版市場は前年比11.9%増の2,479億円であった。うち電子コミックは14.8%増の1,965億円となった。この要因について協会は「『漫画村』が閉鎖されて以降、売り上げは復調傾向」と分析している。

全国出版協会「2018年の出版市場規模発表」

2019年1月25日

<https://www.ajpea.or.jp/information/20190125/index.html>

[確認日：2019.9.10]

49 損害賠償額の算定方法は著作権法第114条の1項から3項まで3つある。1項および2項については本文で触れた。3項はTPP11締結にともなう2018年の改正で損害賠償に関する規定が見直されて付加された項目である。これは侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合の規定である。

経済産業省「著作権侵害への救済手続」

<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/infringe/remedy/remedy03-4.html>

[確認日：2019.9.10]

しかし、これまでマンガには現在著作権等管理事業者が存在しなかったため、適用された事例はない。なお、2019年4月25日、日本漫画家協会が著作権等管理事業を始めることを表明している。

日本漫画家協会「著作権管理事業」2019年4月25日掲載

<https://nihonmangakakyokai.or.jp/?tbl=about&id=25>

[確認日：2019.9.10]

50 「法益権衡の原則」『世界大百科事典 第2版』

<https://kotobank.jp/word/法益権衡の原則-1413649>

[確認日：2019.9.10]

51 Manga-Anime Guardians Project, “Manga-Anime here”

<http://manga-anime-here.com/>

[確認日：2019.9.10]

52 電子出版制作・流通協議会「ABJとは」

https://aebs.or.jp/ABJ_mark.html

[確認日：2019.9.10]

53 コンテンツ海外流通促進機構「CJマークとは？」

<http://www.coda-cj.jp/activity/cj.html>

[確認日：2019.9.10]

54 マンガ図書館Z「マンガ図書館Zとは？」

<https://www.mangaz.com/aboutus>

[確認日：2019.9.10]

55 同上

56 マンガ図書館Z「実業之日本社との実証実験について」

<https://www.mangaz.com/jnjp>

[確認日：2019.9.10]

57 外務省「偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）」平成26年4月30日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/acta.html>

[確認日：2019.9.10]

外務省「模造品・海賊版を取り締まれ！～現状と模造品・海賊版拡散防止条約（ACTA）構想」『わかる！国際情勢』Vol.16, 2008.11.26.

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol16/index.html>

[確認日：2019.9.10]

58 “IFLA Position on the Anti-Counterfeiting Trade Agreement (2010)” March 26th 2010

<https://www.ifla.org/publications/node/91865>

[確認日：2019.9.10]

59 “IFLA and EBLIDA Statement on ACTA and the Importance of Multilateral Multi-stakeholder IP Policy Formation” 2 July 2012

<https://www.ifla.org/files/assets/clm/statements/ifla-ebtida-statement-on-acta.pdf>

[確認日：2019.9.10]

60 “Library statement on Trans-Pacific Partnership Agreement negotiations” 4 July 2012

<https://www.ifla.org/files/assets/clm/statements/ifla-tppa-statement.pdf>

[確認日：2019.9.10]

61 SOPA (Stop Online Piracy Act, H.R. 3261) は2011年10月、下院に提出され、PIPA

(PROTECT IP Act, S968) は2011年5月、上院に提出された。いずれも廃案となった。

ただし、現在も、音楽団体等は再提案に向けた働きかけを行っている。

https://torrentfreak.com/images/RIAA-IPEC_strategic_plan_submission_v11-13-18.pdf

[確認日：2019.9.10]

62 ALA、ACRL、ARLの3団体から成る

Library Copyright Alliance は、SOPA 法案への懸念を下院に送付。図書館での著作物のストリーミング利用等に対する刑事罰拡大への危惧を表明した。

Library Copyright Alliance, “Re: Stop Online Piracy Act, H.R. 3261,” November 8, 2011. <https://www.librarycopyrightalliance.org/storage/documents/lca-sopa-8nov11.pdf> [確認日：2019.9.10]

2012 年の SOPA および PIPA に対する ALA の立場については、下記に詳しい。

“The 2012 state of America’s libraries: a report from American Library Association, *American Libraries*, special issue, [2012], pp.46-47. <http://www.ala.org/news/sites/ala.org.news/files/content/StateofAmericasLibrariesReport2012Finalwithcover3.pdf> [確認日：2019.9.10]

⁶³ David Rapp, “DPLA, Syracuse, Library Blogs Take Part in SOPA/PIPA Protest,” *The Digital Shift, Library Journal School Library Journal, On Libraries and New Media*, January 18, 2012 <http://www.thedigitalshift.com/2012/01/copyright/dpla-syracuse-library-blogs-take-part-in-sopapipa-protest/> [確認日：2019.9.10]

⁶⁴ 大谷周平、坂東慶太「論文海賊サイト Sci-Hub を巡る動向と日本における利用実態」『情報の科学と技術』68 巻 10 号, 2018.10, pp513-519.

⁶⁵ 同上

⁶⁶ Andy, “Vodafone Blocks Libgen Following Elsevier, Springer & Macmillan Injunction,” *TorrentFreak*, August 8, 2018. <https://torrentfreak.com/vodafone-blocks-libgen-following-elsevier-springer-macmillan-injunction-180808/> [確認日：2019.9.10]

⁶⁷ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2018」2018 年 6 月 12 日, p.29 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/hizaikeikaku2018.pdf> [確認日：2019.9.10]

⁶⁸ 同上

⁶⁹ JAPAN SEARCH BETA <https://jpsearch.go.jp/> [確認日：2019.9.10]

また、デジタルアーカイブ学会による定例研究会

「ジャパンサーチの課題と展望」が開催される。デジタルアーカイブ学会「第 7 回定例研究会: ジャパンサーチの課題と展望 (2019/9/24)」

<http://digitalarchivejapan.org/reikai/teirei-07> [確認日：2019.9.10]

⁷⁰ 中山信弘「インターネット時代の著作権制度」所収：長尾真監修『デジタル時代の知識創造：変容する著作権』KADOKAWA, 2015, pp.039-064.

⁷¹ 成原慧『表現の自由とアーキテクチャ：情報社会における自由と規制の再構成』勁草書房, 2016.

⁷² たとえば、意匠法は 2019 年に大改正の動きがある。権利期間が 20 年から 25 年に延長されるほか、画面デザインや空間デザインで保護範囲が拡大される。「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて (案)」(平成 30 年 12 月 14 日、第 10 回小委員会、資料 1)

<http://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/shingikai/pdf/isyounew10/03.pdf> [確認日：2019.9.10]

また、2017 年 4 月、主要農作物種子法の廃止が決定 (2018 年 4 月廃止) され、種苗法が改正された。種苗法はタネの育成者権を保護する法律で、国に品種登録をすれば 25~30 年の間、保護される。日本では農家の自家増殖は原則自由に行っていたが、欧州等に合わせて原則禁止する動きがある。しかしこれまで各農家で自由に行っていた種苗の保存や市場での取引が、多国籍企業によって独占されてしまうことを危惧する声も多い。久野秀二「主要農作物種子法廃止の経緯と問題点：公的種子事業の役割を改めて考える」『京都大学大学院経済学研究科ディスカッションペーパーシリーズ』2017 年 2 月

<http://www.econ.kyoto-u.ac.jp/dp/papers/j-17-001.pdf> [確認日：2019.9.10]

⁷³ 「文化審議会著作権分科会 (第 54 回) (第 19 期第 1 回) 議事内容」令和元年 7 月 5 日 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/54/index.html> [確認日：2019.9.10]

[受理：2019 年 9 月 15 日]